

労働条件

東京都千代田区大手町2丁目3番2号 住友商事株式会社 人事部採用チーム	
1. 契約期間	期間の定めなし
2. 雇用形態	正社員
3. 試用期間	試用期間なし
4. 勤務場所	東京
5. 勤務 (1) スーパーフレックスタイム制度 (2) 清算期間における総所定勤務時間 (3) フレキシブルタイム (4) 休憩時間 (5) 時間外労働 (6) 休日労働	有 標準勤務時間に当該清算期間の所定勤務日数を乗じた時間(7時間15分×清算期間の営業日数)とする。 なお、実際勤務時間数は総所定勤務時間を満たす必要がある。 ※勤務時間の清算期間は、毎月1日から同月末日までの1か月間とする。 各人の勤務実態に応じて選択により出退勤できる時間帯をフレキシブルタイムと呼び、以下のとおりとする。 1) 午前5時から午後10時までとする。 2) フレキシブルタイムの開始と終了の時刻の範囲内で、連続1時間以上勤務しなければならない。 勤務時間が6時間を超える場合は、1時間の休憩を与える。 有 有
6. 休日	休日は、次のとおりとする。なお、法定休日は日曜日とし、それ以外の休日は所定休日とする。 1) 日曜日。 2) 国民の祝日に関する法律に定める休日。 3) 土曜日。 4) 年末年始休日(12月29日、12月30日、12月31日、1月2日、1月3日)。 その他特に必要と認めるときは、臨時に休日を設ける。
7. 休暇	年次有給休暇 20 日
8. 賃金	(初任給)基幹職：院了 275,000円 / 大卒 240,000円 (2018年度) 当社規定に基づき支給 ◆基幹職A級(管理職) 基幹職A級(管理職)が、午後10時から午前5時までの間に勤務する場合には、以下のとおり深夜割増手当を支給する。 1) 1 箇月(毎月1日から末日まで)につき、5時間相当分の深夜割増手当として月額10,000円を基本給に組み込む。 2) 深夜割増手当は、勤務1時間につき以下により算出した額とし、午後10時から午前5時までの間の勤務が5時間を超える部分について支給する。 割増率 25% ◆基幹職A級(管理職)以外 時間外又は休日に勤務する場合には、時間外勤務手当を支給する。 1) 所定時間外勤務手当は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合に支給するものとし、勤務1 時間につき以下により算出する。 (基本給+調整給+総合評価反映給+出向手当)÷1 ヶ月平均所定労働時間数×割増率(125%) 2) 休日勤務手当は、法定休日及び所定休日に勤務した場合に支給するものとし、勤務1 時間につき以下により算出する。 (基本給+調整給+総合評価反映給+出向手当)÷1 ヶ月平均所定労働時間数×割増率(135%) 3) 午後10 時から午前5 時までの間に勤務した場合においては、勤務1 時間につき、以下により算出した額を加算する。 (基本給+調整給+総合評価反映給+出向手当)÷1 ヶ月平均所定労働時間数×割増率(25%) 4) 法定労働時間を超える時間外労働時間数が1 ヶ月60 時間を超える場合には、勤務1 時間につき、以下により算出した額を加算する。 (基本給+調整給+総合評価反映給+出向手当)÷1 ヶ月平均所定労働時間数×割増率(25%)
9. 加入保険	厚生年金保険、健康保険、労災保険、雇用保険

※ 以上のほかは、当社就業規則による。